

令和3年第2回鹿追町議会臨時会会議録

1 議事日程 第1号

日時 令和3年11月26日（金曜日） 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| 日程 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | 会期の決定について |
| 日程 3 | 諸般の報告 |
| 日程 4 報告第 4号 | 専決処分の報告について |
| 日程 5 議案第 73号 | 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 6 議案第 74号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 7 議案第 75号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 8 議案第 76号 | 令和3年度鹿追町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程 9 議案第 77号 | 令和3年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程 10 議案第 78号 | 令和3年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について |
| 日程 11 議案第 79号 | 令和3年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程 12 議案第 80号 | 令和3年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程 13 議案第 81号 | 令和3年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程 14 議案第 82号 | 財産の取得について |
| 日程 15 議案第 83号 | 財産の取得について |
| 日程 16 発委第 10号 | 陸上自衛隊鹿追駐屯地における改編及び新編等に |

についての決議

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 1番 清水 浩徳議員 | 2番 山口 優子議員 | 3番 畑 久雄議員 |
| 4番 台蔵 征一議員 | 5番 加納 茂議員 | 6番 上嶋 和志議員 |
| 7番 川染 洋議員 | 8番 狩野 正雄議員 | 9番 埴渕 賢治議員 |
| 10番 安藤 幹夫議員 | 11番 吉田 稔議員 | |

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

| | |
|----------|---------|
| 町 長 | 喜 井 知 己 |
| 教育委員会教育長 | 大 井 和 行 |

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

| | |
|--------------|---------|
| 副 町 長 | 松 本 新 吾 |
| 総 務 課 長 | 渡 辺 雅 人 |
| 総務課財政担当課長 | 葛 西 浩 二 |
| 企 画 課 長 | 草 野 礼 行 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 佐々木 康 人 |
| 建 設 水 道 課 長 | 大 上 朋 亮 |
| 国民健康保険病院事務長 | 菊 池 光 浩 |
| 総務課課長補佐兼財政係長 | 武 者 正 人 |

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

| | |
|-------------|---------|
| 学 校 教 育 課 長 | 宇 井 直 樹 |
| 社 会 教 育 課 長 | 渡 邊 恒 義 |

8 議会事務局職員出席者

| | |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 坂 井 克 巳 |
| 書 記 | 高 瀬 俊 一 |

令和3年11月26日（水曜日） 午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

ただいまから、令和3年第2回鹿迫町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、説明員は最小限の出席者により会議を行いたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田稔）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって9番、埴淵賢治議員、10番、安藤幹夫議員を指名します。

日程2 会期の決定について

○議長（吉田稔）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程3 諸般の報告

○議長（吉田稔）

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。

内容を御覧の上、御了承願います。

日程4 報告第4号 専決処分の報告について

○議長（吉田稔）

日程4、報告第4号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

報告第4号は、専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

専決処分書を御覧ください。

専決処分事項は、公用車による事故の損害賠償と和解でありまして、本年10月6日に示談が成立しております。

事故の概要を申し上げます。

令和3年7月8日、午前11時30分頃、鹿追町鹿追北3線8番地48の鹿追中学校校門前において、本町会計年度任用職員が運転する公用車両が校門前を走行中、学校側から町道に出てきた車両が衝突したもので、過失割合は鹿追町が15%となるものであります。

専決処分内容を御説明いたします。

町は、次により損害を賠償し、和解するものとするとしていたしまして、損害賠償の額は、3万368円、和解の相手方につきましては、記載のとおりであります。

和解の内容につきましては、和解により相手方に支払う額は、相手方車両損害額の15%とし、これ以外に双方とも今後一切の請求、異議の申し立て等を行わないとするものとなります。

以上、事故に係ります損害賠償及び和解の専決処分について御報告を申し上げます。

御承認をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第4号は、報告済みといたします。

日程5 議案第73号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程6 議案第74号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

日程 7 議案第 75 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（吉田稔）

日程 5、議案第 73 号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 6、議案第 74 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 7、議案第 75 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上 3 件については関連がありますので、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごとに採決をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 73 号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 74 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 75 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

関連がありますので、一括して説明させていただきます。

改正内容の要旨を述べます。

本年 8 月 10 日に、人事院から国家公務員の給与について、月例給の改定はありませんでしたが、期末手当の支給月数を 0.15 か月分引き下げる勧告があり、令和 3 年 11 月 24 日に給与関係閣僚会議及び閣議が開催され実施の決定がなされましたので、勧告を尊重し、議案第 73 号から議案第 75 号までの 3 件につきまして、本年度は 12 月に支給する期末手当の割合から「100 分の 15」を減じ、来年度以降は、6 月及び 12 月に支給する期末手当の割合からそれぞれ「100 分の 7.5」を減じるものであります。

また職員のうち、再任用職員につきましては、令和4年度から6月及び12月に支給する期末手当の割合からそれぞれ「100分の5」を減じるものであります。

施行期日は、公布の日から施行し、第2条の規定につきましては、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第73号から議案第75号まで一括で御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第74号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第75号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 8 議案第 76 号 令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 6 号）について

○議長（吉田稔）

日程 8、議案第 76 号、令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 76 号は、令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 6 号）となるものです。

令和 3 年度一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 1136 万 1 千円を減額しまして、総額を 69 億 2949 万 3 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、13 ページから御説明いたします。

款項目、議会費の職員手当等で 35 万 5 千円の減額。

総務費、総務管理費、一般管理費の職員手当等で 733 万 8 千円、共済費で 142 万 4 千円のそれぞれ減額。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の繰出金で国民健康保険特別会計繰出金で 7 万 6 千円の減額。

在宅福祉費の繰出金で介護保険特別会計の繰出金で 6 万 8 千円の減額。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金で、町立病院運営補助金で 194 万 9 千円の減額。

農林費、農業費、農業用水事業費職員手当等で 6 万 5 千円、共済費で 1 万 3 千円、繰出金で簡易水道・下水道特別会計繰出金合計で 7 万 3 千円のそれぞれ減額であります。

次に歳入、12 ページから御説明いたします。

款項目、地方交付税の地方交付税で 1136 万 1 千円の減額であります。

以上、一般会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程9 議案第77号 令和3年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（吉田稔）

日程9、議案第77号、令和3年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第77号は、令和3年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）となるものです。

令和3年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ7万6千円を

減額しまして、総額を7億9251万5千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、21ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の職員手当等で6万4千円、共済費で1万2千円のそれぞれ減額であります。

次に歳入、前ページから繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で7万6千円の減額であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程10 議案第78号 令和3年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算
(第3号) について

○議長（吉田稔）

日程10、議案第78号、令和3年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第78号は、令和3年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）となるものです。

第1条、令和3年度国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるといたしまして、第2条は、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては、第1款、病院事業収益、第2項、医業外収益から194万9千円を減額し、補正後の額を6億6777万6千円とするものであります。

支出につきましては、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用から194万9千円を減額し、補正後の額を6億6777万6千円とするものであります。

第3条は、予算第6条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であり、（1）職員給与費、4億1666万5千円から194万9千円を減額しまして4億1471万6千円に改めるものであります。

第4条は、予算第7条に定めます他会計からの補助金の補正であり、2億6158万8千円から194万9千円を減額し、2億5963万9千円に改めるものであります。

次に補正予算の内容につきましては次ページの補正予算説明書より御説明いたします。

収入につきましては、病院事業収益、医業外収益、他会計補助金で194万9千円の減額です。

支出につきましては、病院事業費用、医業費用、給与費で合計194万9千円の減額であります。

以上、国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程11 議案第79号 令和3年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（吉田稔）

日程11、議案第79号、令和3年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第79号は、令和3年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第3号）となるものです。

令和3年度簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ3万4千円を減額しまして、総額を3億944万3千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、30ページより御説明いたします。

事業費、水道総務費、一般管理費の職員手当等で2万9千円、共済費で5千円のそれぞれ減額であります。

次に歳入、前ページから御説明いたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で3万4千円の減額であります。

以上、簡易水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程12 議案第80号 令和3年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（吉田稔）

日程12、議案第80号、令和3年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第80号は、令和3年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第2号）となるものです。

令和3年度下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ3万9千円を減額しまして、総額を2億5090万1千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、37ページより御説明いたします。

管理費、施設管理費、農業集落排水施設管理費の職員手当等で3万3千円、共済費で6千円のそれぞれ減額であります。

次に歳入、前ページから御説明いたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で3万9千円の減額であります。

以上、下水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程13 議案第81号 令和3年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（吉田稔）

日程13、議案第81号、令和3年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第81号は、令和3年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第3号）となるものです。

令和3年度介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ14万円を減額しまして、総額を5億2052万2千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、44ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の職員手当等で5万7千円、共済費で1万1千円のそれぞれ減額。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、包括的支援事業費の職員手当等で6万円、共済費で1万2千円のそれぞれ減額であります。

次に歳入、前ページから御説明いたします。

款項、介護保険料、第1号被保険者保険料の現年度分で7万2千円の減額。

繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で6万8千円の減額であります。

以上、介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 14 議案第 82 号 財産の取得について

○議長（吉田稔）

日程 14、議案第 82 号、財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 82 号は、財産の取得についてであります。

下記のとおり財産を取得したいので地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得財産は、鹿追町民ホール音響設備購入一式であります。

契約方法は、指名競争入札でありまして、指名業者名は、株式会社もりずみ、有限会社デンキショップ、有限会社菅原電気、株式会社アイエス、未来 Create、以上の 5 社によりまして 11 月 10 日に入札しました結果、入札金額を 2178 万円といたします鹿追町新町 3 丁目 2 番地、株式会社もりずみ、代表取締役、横幕章氏と現在仮契約を締結中であり

ます。

なお落札率は 100%であります。

以上、財産の取得について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 82 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 15 議案第 83 号 財産の取得について

○議長（吉田稔）

日程 15、議案第 83 号、財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 83 号は、財産の取得についてであります。

下記のとおり財産を取得したいので地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得財産は、町内小中学校エアコン購入一式であります。

契約方法は、指名競争入札でありまして、指名業者名は、株式会社もりずみ、有限会社菅原電気、有限会社デンキショップ、株式会社アイエス、未来 Create、以上の 5 社によりまして 11 月 10 日に入札しました結果、入札金額を 1562 万円といたします鹿追町栄町 1 丁目 11 番地、有限会社デンキショップ、代表取締役、谷保男氏と現在仮契約を締結中であります。

なお落札率は 99.38%であります。

以上、財産の取得について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、上嶋和志議員。

○6 番（上嶋和志）

お伺いします。

先ほど議決された議案第 82 号、今やっている議案第 83 号についても同じなのですが、入札の予定価格と落札価格が非常に近い。さっきの議案第 82 号については 100%、

これについては 99.38%ということですのでございますけれども、どのような要因でそういうことになったか、改めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

私が答えるのがいいかどうかというのもありますけれども、この2件の財産取得については、防衛省の調整交付金の充当事業でございます。

それで私も職員時代、実務をやったことがあるのですが、いろいろこの事業の中で事業費というか、固めていく段階で相当絞ったというか、そういうことをしていかなければならない。他の事業が緩いということではなくて、特にこの補助事業については相当精緻な数値が実は求められるということもございます。そういったことで非常に落札額と近い、同額というのも実際あったところですが、事情はそういうことですので御理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立 10 人

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 16 発委第 10 号 陸上自衛隊鹿追駐屯地における改編及び新編等についての決議

○議長（吉田稔）

日程 16、発委第 10 号、陸上自衛隊鹿追駐屯地における改編及び新編等についての決議を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

埴淵賢治基地対策特別委員長。

○9 番（埴淵賢治）

発委第 10 号、陸上自衛隊鹿追駐屯地における改編及び新編等についての決議案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

陸上自衛隊鹿追駐屯地における改編及び新編等についての決議。

陸上自衛隊鹿追駐屯地は然別演習場を擁し、神奈川県や佐賀県よりも広大な警備地区を管轄し、第 5 旅団の骨幹部隊として第 5 戦車大隊が駐屯しており、約 33.3 キロ平方メートルの然別演習場には全国から各種部隊による演習が実施されている。

また、「平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（令和元年度～令和 5 年度）」において、北海道を始めとした国内の演習場等の良好な訓練環境の整備・活用及び自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献していることから部隊の改編や駐屯地・基地等の配置に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解が得られるよう地域の特性への配慮、合わせて地元経済への寄与、部隊組織の編成や戦車の現状（平成 30 年度末定数）600 両から将来規模を 300 両とすることが定められている。

このような中、鹿追駐屯地警備地区 5 町で構成する「陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充促進期成会（鹿追町・清水町・新得町・士幌町・上士幌町）」では、鹿追駐屯地及び然別演習場を円滑に管理運営するにふさわしい隊員の確保と、隊員が安心して暮らせる住環境整備を要望してきたところである。

この度、防衛省から令和 4 年度の概算要求において、鹿追駐屯地における第 5 戦車大隊の 1 個中隊の削減と第 5 施設隊の 1 個中隊の新編を行うとともに、この改編に伴い鹿追駐屯地の定員を約 340 人から約 330 人に変更することの説明があった。

駐屯地の機能維持や広大な演習場管理の面からも、施設中隊の新編は多とするものの、今後はさらなる定員の削減を行わないことと合わせて、計画の確実な実行と「定員」と「実

員」における乖離を解消するよう強く求める。

以上、決議する。

令和3年11月26日。

北海道鹿追町議会。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第10号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許します。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

議長のお許しをいただきましたので一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まずもって、本日の臨時会に提案をいたしました人事院勧告に伴う期末手当削減関連の条例3本及びそれに係る補正予算、財産の取得2件について、原案のとおり可決をいただきました。

心からお礼を申し上げます。

また、発委として提案をされました陸上自衛隊鹿追駐屯地における改編及び新編等につ

いての決議について議決がなされました。

町議会の意思を内外に示す大変重要で重たい議決と考えておりまして、発委されました基地対策特別委員会の埴淵委員長をはじめ基地対策特別委員の皆様、そして議員各位に心から敬意を表する次第でございます。

御案内のように、令和4年度の防衛省概算要求において、鹿追駐屯地の戦車1個中隊の削減及び施設中隊の新編が計画されており、定数が現行の340から330へと削減をされる、こういった説明がなされているところでございます。

防衛大綱並びに中期防衛力整備計画に基づく自衛隊の改編でありますから、所在する自治体として異を唱える、こういったことにはなりません、自衛隊と共に歩んできた町として、隊員の減少は自衛隊と地域コミュニティの連携を危惧するものであり、町民の方からも不安の声をいただいているところでございます。

このような本町の実情をしっかりと中央に伝えていく。これが急務と考えているところでございます。

本日の議会の議決と合わせて、従来から行なっている鹿追駐屯地の維持及び拡充運動をさらに強化し精力的に推進してまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

改めまして本日の決議に対し、心からお礼を申し上げまして挨拶とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回鹿追町議会臨時会を閉会します。

閉会 10時46分

